

原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則 の改正並びにそれに伴う意見募集の実施について

平成 27 年 3 月 4 日
原子力規制庁

1. 概要

原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に挙げられた検討課題について、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催して検討を進めてきた。

これまでの検討結果等を踏まえ、指針及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報事象等規則」という。）に反映するための改正案を別紙のとおり取りまとめたい。また、当該改正案に対する意見募集を実施したい。

2. 改定案のポイント

（1）指針関係

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設に係る原子力災害対策に関すること

- ・当該原子炉施設の状態は他の実用発電用原子炉施設と異なることから、指針に規定する原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当該原子炉施設に特有の取り決めを設ける。

○UPZ外における防護措置の実施方策に関すること

- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施することとする。

○SPEEDI等の予測的手法に関すること

- ・「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の運用について」（平成26年10月8日第31回原子力規制委員会）に基づいて、必要な修正を行う。

(2) 通報事象等規則関係

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設に係る通報すべき事象等に関すること

- ・当該原子炉施設の状態は他の実用発電用原子炉施設と異なることから、当該規則に規定する原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報の判断基準及び同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準となる事象について、当該原子炉施設に特有の取り決めを設ける。

3. 意見募集の実施要領

期 間：平成27年3月5日から（30日間）

対 象：別紙1（指針）及び別紙2（通報事象等規則）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、郵送、FAX

別添1：東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策について

別添2：UPZ外の防護対策について

別添3：東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた防護措置とSPEEDIの運用について

別添4：緊急時モニタリング結果の共有及び公表について

原子力災害対策指針（改定原案） （新旧対照表）

抜 粋

現 行 規 定 原子力災害対策指針 (平成25年9月5日全部改正、平成26年3月1日一部改正)	改 定 案
<p><u>前文</u> (略)</p> <p><u>第1 原子力災害</u> (略)</p> <p><u>第2 原子力災害事前対策</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 原子力災害対策重点区域</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力災害対策重点区域の範囲 (略)</p> <p>(i) 実用発電用原子炉の場合 (略)</p> <p>(イ)、(ロ) (略)</p>	<p><u>前文</u> (略)</p> <p><u>第1 原子力災害</u> (略)</p> <p><u>第2 原子力災害事前対策</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 原子力災害対策重点区域</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力災害対策重点区域の範囲 (略)</p> <p>(i) 実用発電用原子炉の場合 (略)</p> <p>(イ)、(ロ) (略)</p>

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (P A : Plume Protection Planning Area) の検討

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要がある場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、P Aの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

(ii) (略)

③ (略)

(4) ・ (5) (略)

(6) 緊急時モニタリングの体制整備

(ii) (略)

③ (略)

(4) ・ (5) (略)

(6) 緊急時モニタリングの体制整備

また、国は緊急時モニタリングの結果を集約、解析及び評価し、その結果を迅速に公表するための体制を整備する。緊急時モニタリング結果の解析・評価においては気象データや大気中拡散解析の結果を参考にする。そのため、国、地方公共団体及び原子力事業者はその解析の仕方について地域の特性に応じて事前に整理しておくことが重要である。

⑥ 段階的な緊急時モニタリング
(略)

(i) ~ (iii) (略)

今後、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方については更なる検討を行う必要がある。

(7) ~ (12) (略)

第3 緊急事態応急対策

(1) (略)

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基

また、国は緊急時モニタリングの結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うための体制を整備する。

⑥ 段階的な緊急時モニタリング
(略)

(i) ~ (iii) (略)

今後、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方については更なる検討を行う必要がある。

(7) ~ (12) (略)

第3 緊急事態応急対策

(1) (略)

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基

<p>つき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、第2（2）の表1及び図1で示したように以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。 ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。 ・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。 <p>上記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分を判断し通報すべきである。指定公共機関である、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人原子力災害保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。</p> <p><u>なお、国は、例えば緊急時モニタリングによって得られた空間放射</u></p>	<p>つき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、第2（2）の表1及び図1で示したように以下の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。 ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。 ・<u>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況をおそれ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。</u> ・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。 <p>上記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分や<u>施設の異常事態</u>を判断し通報すべきである。指定公共機関である独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射</p>
---	--

<p><u>線量率等の値に基づくSPEEDIのような大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定的手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。また、原子力事故の拡大を抑えるために講じられる措置のうち、周辺環境に影響を与えないような大気中への放射性物質の放出を伴うものを実施する際には、気象予測や大気中拡散予測の結果を住民等の避難の参考情報とする。</u></p> <p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時モニタリング実施計画の策定等 国は、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。</p> <p>緊急時モニタリング実施計画については、国が事態の進展に応じて随時見直し、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関はこれに見直しに協力する。なお、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、<u>気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング実施体制の整備の参考にすることも考慮する。</u>また、緊急時モニタリングの長期化や広域化に対しては、あらかじめ定められた動員計画に基づき対応する。</p> <p>③ (略)</p>	<p>線医学総合研究所その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。</p> <p>(3) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時モニタリング実施計画の策定等 国は、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状態等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。</p> <p>緊急時モニタリング実施計画については、国が事態の進展に応じて随時見直し、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関はこれに見直しに協力する。なお、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、<u>国はその状況に応じた代替措置について検討し、緊急時モニタリング実施計画に反映する。</u>また、緊急時モニタリングの長期化や広域化に対しては、あらかじめ定められた動員計画に基づき対応する。</p> <p>③ (略)</p>
---	--

おり、現にきめ細かなモニタリング体制が整備されている。新たな緊急事態が発生した場合には、同計画に基づくモニタリングの実施体制等を活用して緊急時モニタリングを実施する。

(5) 原子力災害事前対策

関係地方公共団体等は、新たな緊急事態の発生に備えて当該特定原子力施設の現状を踏まえた合理的な原子力災害事前対策を用意する観点から、以下の点にも留意しつつ、上記(1)の考え方に基づく予防的な防護措置が的確に実施されるよう、地域の実情を勘案して必要な準備を順次進める。

- ・当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定すれば、原子力災害事前対策を用意する上では、上記(1)の考え方に基ついて放射性物質の放出前に講じられる予防的な防護措置で足りること。

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

- ・実用発電用原子炉以外の緊急事態区分及びEALの在り方
- ・IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づきOILの設定の在り方

- ・プルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

② 緊急時モニタリングの在り方

- ・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

③ オフサイトセンターの在り方

- ・実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方

④ 緊急被ばく医療の在り方

- ・プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
- ・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等

⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

・透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7 結び (略)

- ・実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びEAL、原子力災害対策重点区域の範囲並びにオフサイトセンターの在り方
- ・IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7 結び (略)